

## サイン基準

### 位置サイン

位置サインとは、誘導サインの表示対象施設の入り口付近で、目的地に到達したことを歩行者に示すためのサインです。この項では位置サインの基準を示します。

文字の大きさについて	—— 72
設置基準	—— 73

# 文字の大きさについて

## 位置サインの文字の 大きさ・言語表記

参考 P65～67：誘導サイン  
の文字の大きさ

「道路標識設置基準・同解説」に準拠し、利用者が遠距離から見た場合の視認性を考慮して、和文文字高 100mm・英文文字高 50mm を基準とします。また、文字数に応じて和文文字高 80mm 以上・英文文字高 40mm 以上または長体を使用します。

なお、板状の誘導サインについては、利用者が近距離から見ることを前提として、和文文字高 40mm・英文文字高 30mm を基準とします。

言語表記は可読性・視認性を考慮し、日本語と英語の 2 言語表記を基本とします。

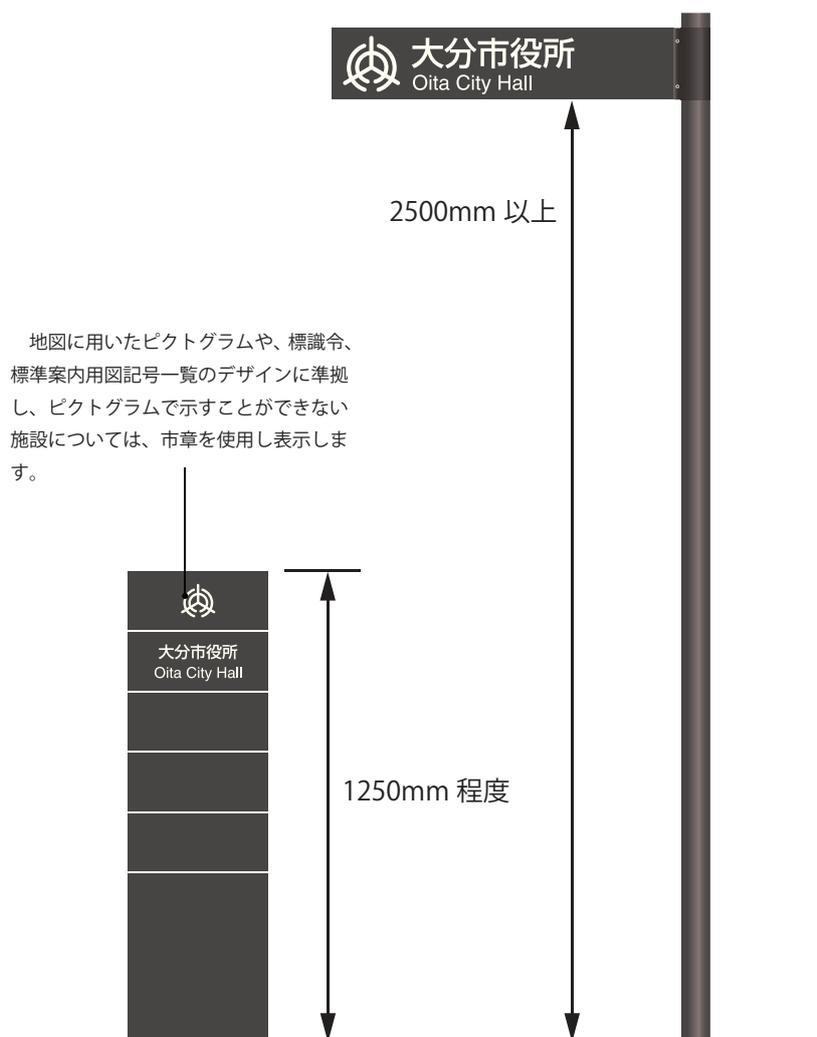
# 設置基準

## 設置方法

位置サインの設置に関して、位置、高さは、高齢者、障がい者等に配慮したものとします。

## 設置の高さ

道路構造令により、サイン下端を路面より 2,500mm 以上とします。なお、板状のサインについては、近距離で見る車いす使用者の見やすさにも配慮し、サインの最高高さを路面より 1,250mm 程度とします。



## 設置位置

利用者が遠距離から見た場合の視認性や施設利用者の通行を妨げないことを考慮したうえで、原則として施設敷地内に設置します。また、夜間でも、情報が判読できる場所を選定することか望ましいです。

なお、サインが乱立しないよう既設サインの表示内容が統合可能な場合には集約化を図るなどの検討を行うものとしします。

